

○只見町害虫駆除補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、只見町内において、害虫の駆除を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 害虫 スズメバチ、シロアリ、カメムシをいう。
- (2) 個人 町内に住所を有する個人をいう。
- (3) 事業者 個人及び法人で只見町に住所を有し事業を営む者をいう。
- (4) 団体 只見町内に住所を有する集落などの団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象は、居住又は使用している建物（空き家、倉庫、車庫等を除く）において害虫による被害が発生し、害虫駆除を駆除事業者等に委託した当該個人及び事業者並びに団体で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 只見町に住民登録があり、かつ実際に居住又は使用している者
- (2) 町税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象者が駆除業者等に委託して行った害虫駆除に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、2万円を限度とする。

2 本補助金の使用は該当する建物において当該年度中に1回を上限とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に只見町害虫駆除補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長の交付決定を得なければならない。

(1) 駆除費用の明細が記載された見積書(駆除業者等のもの)

(交付決定)

第7条 町長は、前条の補助金の交付申請のあったときは、当該申請に係る内容を審査し、又は必要に応じて調査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、只見町害虫駆除補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、駆除完了の日から30日以内又は3月10日(閉庁日の場合は、その日前において最も近い閉庁日)のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、只見町害虫駆除補助金請求書(第3号様式)により速やかに町長に補助金の交付を請求し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(1) 領収書(申請者の氏名、内容の記載があるものに限る。)の写し

(2) 只見町害虫駆除補助金実績報告書(第4号様式)

(3) 駆除前及び駆除後の状況写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(立入調査)

第11条 町長は、補助事業を適正に執行するため、関係職員の立入検査及び指導を行うことができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

只見町害虫駆除補助金交付申請書

只見町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

只見町害虫駆除補助金の交付を受けたいので、只見町害虫駆除補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、補助金交付申請に係る審査のため、納税（町税）等に関する個人情報について、関係機関に調査及び照会することに同意します。また、只見町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）に該当しないことを誓約します。

記

補助対象物件	住所	
	所有者	
	使用者	
駆除対象害虫名		
駆除実施予定期間		
駆除依頼事業者		
添付書類	(1) 駆除見積書の写し (2) その他必要とされる書類	

補助金交付申請額

円

（駆除費用の1/2、100円未満切り捨て）※上限20,000円

第3号様式（第8条関係）

只見町害虫駆除補助金請求書

年 月 日

只見町長

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり、只見町害虫駆除補助金を請求します。

記

補助金交付決定番号 _____ 号

補助金額 _____ 円

なお、上記補助金は下記口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 農協	支店 支所
種 類	普通・当座	口座番号
(ふりがな) 口座名義人		

該当する項目に○をつけてください。

※添付資料

- (1) 領収書（申請者の氏名、内容の記載があるもの）の写し
- (2) 只見町害虫駆除補助金実績報告書
- (3) 駆除前及び駆除後の写真（駆除した様子が分かるもの）

第4号様式（第8条関係）

只見町害虫駆除補助金実績報告書

年 月 日

只見町長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け只見町指令第 号で交付決定のあった只見町害虫駆除補助金について下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 駆除完了年月日 年 月 日
- 3 依頼事業者名 _____
- 4 収支決算

支 出		収 入	
区 分	金 額	区 分	金 額
駆除費用	円	町補助金	円
		自己負担額	円
合 計	円	合 計	円